

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社SDSホールディングス		コード	1711
提出日	2026/7/2	異動（予定）日	2026/6/29	
独立役員届出書の提出理由	第41期定時株主総会において、監査等委員である取締役3名全員が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となったことに伴い、監査等委員である取締役3名を独立役員として指定するため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	皆川 茂基	社外取締役	○													○	新任	有
2	近藤 洋治	社外取締役	○													○	新任	有
3	須藤 大貴	社外取締役	○													○	新任	有
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	皆川茂基氏は、弁護士として企業法務から倒産処理まで広く携わっており、企業におけるコンプライアンスに精通していることから、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において、独立・社外の立場から適切な指摘等を期待できるため、独立役員として適任であると考えております。当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外取締役に指名しております。
2	該当事項はありません。	近藤洋治氏は、公認会計士及び税理士として企業会計に関する知識が豊富であり、上場企業における第三者委員会の委員のサポートを経験していることから、当社のガバナンス強化及び取締役会における経営判断及び重要な意思決定の過程において、独立・社外の立場から適切な指摘等を期待できるため、独立役員として適任であると考えております。当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外取締役に指名しております。
3	該当事項はありません。	須藤大貴氏は、税理士として税務知識が豊富で、また暗号通貨に関する高度な専門知識を有しており、これらの知見を通して、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において、独立・社外の立場から適切な指摘等を期待できるため、独立役員として適任であると考えております。当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外取締役に指名しております。
4		
5		

4. 補足説明

該当事項はありません。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。